

愛川町合併処理浄化槽設置整備事業補助金に係る手続きのご案内

町では、市街化調整区域にある専用住宅の「汲み取り便槽」及び「単独浄化槽」を「合併処理浄化槽」へ転換する場合、補助金を交付しております。（新築及び建築確認を伴う改修を除く）

申請手続きの流れ



① 事前相談

- ・ 補助金の申請を行う浄化槽が設置されている区域の確認
- ・ 交付申請から補助金交付完了までの手続きの確認
- ・ 予算に対する補助枠の確認

② 交付申請書の提出

工事着手予定の2週間前を目途に町環境課窓口へ提出してください。（代理提出可）
（提出書類）

- ・ 補助金交付申請書（第1号様式）
- ・ 浄化槽設置届出書の写し ※厚木保健福祉事務所へ提出するもの
- ・ 工場生産浄化槽認定書の写し（建築基準法及び浄化槽法に基づく認定書）
- ・ 登録浄化槽管理票（C票）の写し
- ・ 登録証（浄化槽整備事業に係る浄化槽登録要領第6条第1項の規定による登録証）
- ・ 建築平面図（延床面積がわかるもの）
- ・ 排水経路図（従前からある排水管と新たに設置し宅内配管費として補助の交付をうけるものの配置と規模がわかるもの）
- ・ 設置場所の案内図
- ・ 見積書の写し（浄化槽設置整備に係る費用）
- ・ 浄化槽整備士免状の写し（資格があるものが施工することを確認するもの）

③ 交付額の決定

交付申請書の提出を受け、その内容の審査を行います。補助金の交付に際して、問題等がなければ、申請者に対し「補助金交付決定通知書」を送付します。

④ 工事着手

「補助金交付決定通知書」を確認後、工事に着手してください。
なお、天候やその他の理由により交付申請書に記載の工期より工事の完了に時間が要することが判明した場合は、速やかに町環境課へ連絡してください。「変更承認申請書」の提出について御案内いたします。

⑤ 施工中の確認

実績報告書に添付するための施工中の写真を撮影してください。

- ・ 浄化槽整備士が、工事中の監督をしていることを証する写真
- ・ 基礎工事の状況を示す写真
 - 不等沈下防止のための基礎工事を行ったことがわかる写真
(栗石の突き固めが終了後、深さがわかるようにスケールを入れ、その後コンクリート養生後、コンクリートの厚さがわかるようにスケールを入れる)
- ・ 据付工事の状況を示す写真
 - 据付前の浄化槽本体及び宅内配管とその規格がわかる写真
 - 浄化槽本体の水平を確認しつつ埋め戻しを行っていることがわかる写真
 - 新たな宅内配管として管を設置していることがわかる写真
- ・ 嵩上げの状況を示す写真
 - バルブの上端からマンホール蓋までの高さがわかるようスケールを入れた写真
- ・ 工事の完成写真
 - コンクリートスラブを打設した後の写真
- ・ 撤去した浄化槽の写真
 - 撤去している状況がわかる写真
- ・ その他の写真
 - その他必要に応じて設置状況がわかる写真

⑥ 工事完了

工事が完了しましたら、浄化槽設備士の責任においてチェックを行い、そのチェックリストを作成してください。また、そのチェックした日を設置年月日としてください。

⑦ 実績報告書の提出

- ・ 実績報告書（第5号様式）
 - ・ 工事写真（⑤施工中の確認で撮影した写真で、工種説明を明記すること）
 - ・ チェックリスト（⑥工事完了で作成したもの）
 - ・ 浄化槽保守点検業者との委託契約書の写し
 - ・ 工事に係わる請求書又は領収書の写し
 - ・ 浄化槽法定検査払込受領証の写し（浄化槽法第7条検査及び第11条検査いずれも）
 - 浄化槽法第7条検査（設置後3か月時に法定検査）
 - 浄化槽法第11条検査（7条検査1年後以降毎年1度受検する法定検査）
- 払込受領証において、各支払い金額及び法に基づく検査であることを記載すること。
※法定検査機関である「神奈川県労働衛生福祉協会」にはどちらも前納という形でうけていただけることを確認しております。

⑧ 完成検査

町環境課の担当者が浄化槽設置場所を訪問し、現地確認を行います。

⑨ 交付額の確定

完成検査の結果交付額が確定した場合「補助金交付確定通知書」を送付します。

⑩ 補助金請求

請求書の提出をしてください。

⑪ 補助金交付

請求書の提出から30日～45日程で請求書記載の口座に補助金を振り込みます。